

第2次牧之原市立図書館基本計画（案）



令和 年 月

牧之原市教育委員会

はじめに

牧之原市立図書館のあゆみ

牧之原市立図書館は、平成 17 年（2005 年）、相良町と榛原町の合併に伴い、相良町立図書館（昭和 61 年（1986 年）開館）と榛原町民文化センター図書室（昭和 54 年（1979 年）開館）を引き継ぐ形で「牧之原市立相良図書館」、「牧之原市立榛原図書館」として条例設置されました。移動図書館車「ひまわり号」は平成 17 年から市内での運行を開始しました。平成 23 年に車両の更新を行い、現在は 2 代目「ひまわり号」が運行しています。

相良図書館と榛原図書館は、地域の読書好きな住民に利用されてきましたが、床面積が小さくてゆっくり読書を楽しめない、蔵書数が少なく探している本がすぐに手に取れない等の課題がありました。これらは静岡県内の公共図書館のサービス指標でも最低クラスといわれる状況にありました。

このようななか、平成 21 年（2009 年）に図書館の充実を求める市民有志による「牧之原市立図書館あり方検討会」から「市民を元気にする図書館 7 つの提言」が市に提出されました。その内容は、「独立した専門機関の図書館と専任職員の配置」、「学習・交流ができて、市民が自然に集う安らぎの図書館」など、図書館機能を充実させてほしいという市民の願いを現わしたものでした。

「7 つの提言」を受け、市では実現可能なところから取り組んでいきましたが、さらに検討を進めるため、平成 30 年（2018 年）に牧之原市図書館協議会を設置しました。図書館協議会での議論を重ね、令和元年（2019 年）に図書館機能拡充に向けた方針を示す「牧之原市立図書館基本計画」を策定いたしました。

この基本計画に基づき、令和 3 年（2021 年）相良図書館に代わって民間施設内に牧之原市立図書交流館（愛称「いこっと」）が開館しました。図書交流館は初年度来館者目標数の 5 万人を大きく上回る 11 万人以上の方が来館し、市民に親しまれる施設となりました。そして令和 6 年 4 月、榛原図書館に代わる牧之原市立文化の森図書館（愛称「いろ葉」）を設置する運びとなりました。

リニューアルした 2 つの図書館と移動図書館車で、今まで以上に市民の暮らしに役立ち、目標達成や自己実現につながり、地域に愛される図書館づくりを市民との協働で目指します。



チャーフィン&チャーミー

目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・ 3

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 図書館の現状と課題・・・・・・・・ 5

- 1 図書館を取り巻く状況
 - (1) 社会環境の変化と図書館
 - (2) 図書館に関する国や県等の動向
 - (3) 牧之原市の図書館に関する計画
- 2 図書館の現状と目標
 - (1) 各館の特長と目指す姿
 - (2) 図書館の運営状況と目標
- 3 図書館基本計画の評価と展望
 - (1) 図書館アンケートの結果
 - (2) 図書館基本計画の検証
 - (3) 中長期的な展望

第3章 基本理念と基本方針・・・・・・・・ 17

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第4章 具体的な取り組み・・・・・・・・ 18

- 1 暮らしを支える専門サービス
- 2 であいを創る交流・憩いの場
- 3 あなたと図書館をつなぐネットワーク
- 4 計画の進行管理

各種資料・・・・・・・・ 27

- 1 図書館及びステーションの位置
- 2 図書館アンケート結果
- 3 図書館基本計画評価表
- 4 牧之原市図書館条例及び図書館条例施行規則
- 5 牧之原市立図書館資料収集方針及び選定に係る各基準

第1章 計画の概要

1 計画の目的

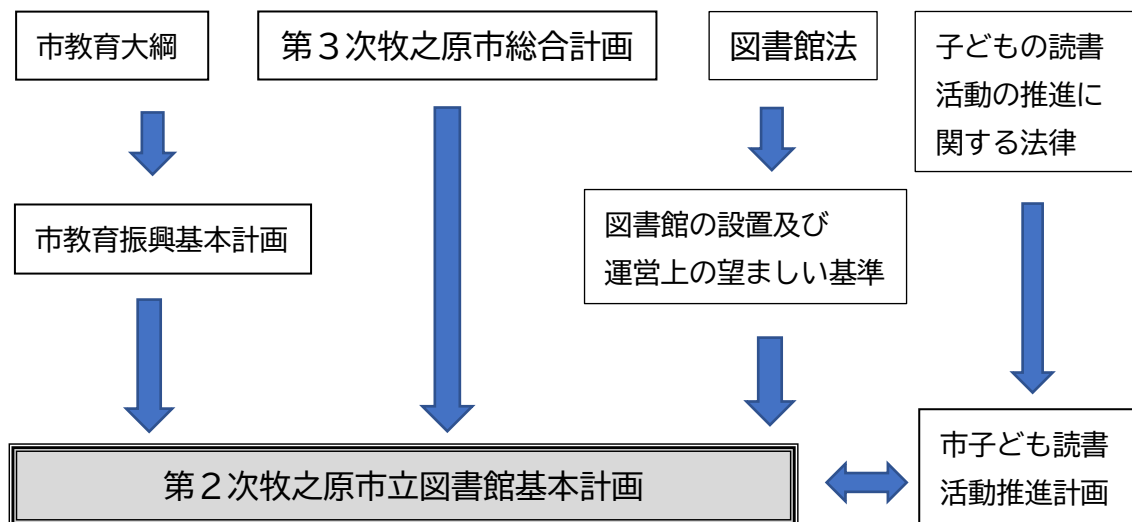
本市の図書館は、「牧之原市立図書館基本計画」（計画期間：令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度））に基づき、施設、サービスの両面で図書館機能の拡充を進めてきました。

計画期間の終了に伴い、この5年間の図書館の整備状況や運営についてふりかえり、現在の課題を明らかにした上で、具体的な取組を示すことによって、今後の牧之原市立図書館運営の基本方針を定めることを目的としています。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年（2012年）文部科学省告示第172号）に基づき、本市図書館の基本的運営方針及び事業計画として位置付けています。

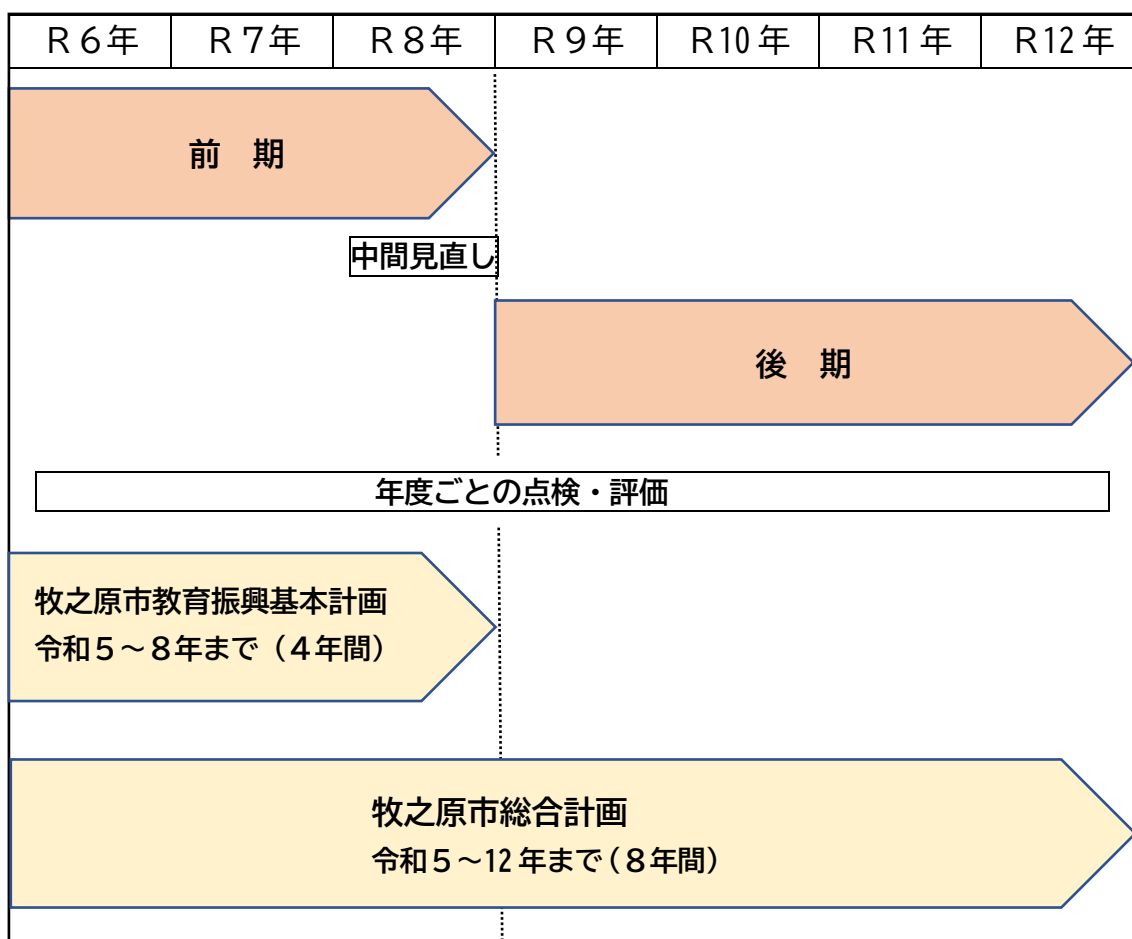
また、「第3次牧之原市総合計画」（令和5年（2023年）策定）、「牧之原市教育大綱」、及び「牧之原市教育振興基本計画」（令和5年（2023年）策定）に従い、「市子ども読書活動推進計画」（平成19年（2007年）策定）と連動して取り組みを進めます。



3 計画の期間

計画期間は牧之原市総合計画の終了年度に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間とします。計画期間を前期（令和6年～8年度）と後期（令和9年度～12年度）に分け、策定後の動向などを踏まえて令和8年度に中間見直しをします。

また、計画の進捗は年度ごとに図書館で点検・評価を行い、図書館協議会に報告します。進捗の評価、意見は教育委員会に諮り、社会教育委員ならびに図書館協議会からも意見を聴取します。課題となる点は、次年度の施策の実施に反映させていきます。



第2章 図書館の現状と課題

1 図書館を取り巻く状況

(1) 社会環境の変化と図書館

『人口減少・少子高齢化』

人口減少は全国的な課題であり、本市においても平成7年(1995年)に52,067人だった人口が令和5年(2023年)には43,284人になっています。こうしたなか、市の活性化、市民の交流拠点としての図書館の役割強化が求められています。

そして、本市の高齢化率は令和5年度時点で30%を超えており、令和22年度の予測では40%まで増加します。一方で、日本では世界一健康寿命が長い国といわれ、今後さらに健康寿命が延びることが期待されています。人生100年時代を迎えるわたしたちが心豊かに充実した生活を過ごし、生きがいを感じながら自ら学ぶことが大切で、図書館はその生涯学習の拠点となります。

『新型コロナウイルス感染症の拡大』

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、不要不急の外出を控えるなど、行動制限をとる日常の変化は社会に大きな影響を与えました。現在は流行のピークは過ぎたものの、コロナ禍で得た教訓を後世に残すため図書館で記録を保存するとともに、新たな感染症の脅威に備えなければなりません。

『DXとSociety5.0』

DX(Digital Transformation)とは、新しいデジタル技術の導入や既存システムの改善を通じて、業務プロセスや事業モデルを効率化することです。

Society5.0は次世代社会のビジョンで、人口知能、IoT(Internet of Things)やビッグデータなどの最新テクノロジーを活用し、社会課題を解決することを目的としています。図書館では、郷土資料のデジタルアーカイブ化、各種手続きの電子申請化、蔵書点検の自動化など、サービスの向上や業務改善につながる活用方法があるため、新たなテクノロジーの採用を検討する必要があります。

また、近年電子書籍の普及が進んでおり、図書館においても電子書籍やオンラインジャーナル、データベースなどのデジタルリソースを提供し、利用者がアクセスしやすい環境整備が求められています。

『ダイバーシティとインクルージョン』

ダイバーシティ (diversity) とは、多様性を表す言葉で、国籍、文化、能力、性的指向や価値観など違いを持った人々が共存することを指します。

インクルージョン (inclusion) は、多様な人々が互いの個性を受け入れ尊重し、相互に機能している社会的な環境を意味しています。図書館では関連する資料の特集展示を行うなど、理解を深める活動を進めています。

『格差と貧困』

OECDが公表する日本の相対的貧困率は令和3年(2021年)の実績で15.4%であり、先進国で最悪の数字となりました。貧困家庭の子どもはやがて自身が親となった時に所得が低くなる傾向にあり、格差の固定化といわれます。

図書館は国民の教育を受ける権利を保障するため無料で利用でき、知識面での格差是正につながることを期待できる一方、低所得者層の図書館利用が少ないという研究結果もあることから、図書館未利用者の来館を促す方策として、貧困をなくしていくためのサービスとプログラムを提供し、地域社会のニーズに応じて様々な支援を行い、社会的包摂の促進に寄与していきます。

『SDGs 達成への取組』

SDGsとは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、平成27年(2015年)に国連で採択されました。2030年までに貧困や飢餓、教育の普及、ジェンダー平等、エネルギー問題や気候変動など、世界の持続可能な発展に向けた17の目標があります。図書館においても推進に向けた取り組み及び利用者への啓発活動を実施します。



SDGs 17の目標 ロゴ

(2) 図書館に関する国や県等の動向

『IFLA-UNESCO 公共図書館宣言』(令和4年(2022年)7月)

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が公共図書館宣言を初めて出したのは1949年のことで、公共図書館の役割や目的、運営の原則について示されました。この宣言は1972年、1994年、2022年と改定を重ね、「公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である」ということを表明しており、本市においてもこの考えを尊重して運営を行います。

『読書バリアフリー法』(令和元年(2019年)6月)

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」といい、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字、活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。図書館では大活字本、点字図書、LLブック、録音図書など多様な媒体での資料提供が可能であり、本市でもすべての人に提供できるよう拡充を進めます。

『第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』(国・令和5年3月)

『第三次静岡県子ども読書活動推進計画後期計画』(令和4年3月)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が基本的な計画を定めています。静岡県が定める計画は県内市町の計画の指針となるもので、次期『牧之原市こども読書活動推進計画』の策定に際して参考となるものです。

(3) 牧之原市の図書館に関する計画

『第3次牧之原市総合計画』(令和5年(2023年)4月)

この計画の重点戦略・プロジェクトのひとつである「富士山型ネットワークの充実」の中で、図書館は既存市街地・沿岸部の活性化等の役割について期待されています。また、図書館には行政各課が行う施策を加速させる機能があり、行政間連携や市民への発信を求められています。

『牧之原市教育振興基本計画』(令和5年(2023年)4月)

本市では「こころざしを持ち 夢ある人づくり」を基本理念とし、すべての人が目的や目標を持ち、自らの夢を実現し幸せを実感できる教育の実現を目指しています。図書館においては「生きる力を育み、人生を豊かにする読書活動を推進する」ことを目標しており、ソフト面を含む施策の実施を求められています。

2 図書館の現状と目標

(1) 各館の特長と目指す姿

図書館交流館

令和3年4月17日にオープンした牧之原市立図書館交流館は、愛称を広く募集し、選考の結果「いこっと」に決定しました。

旧相良町の中心市街地から近い「ミルキーウェイクエア」内にあり、官民連携施設として運営しています。付近には国道473号相良バイパス大沢インターがあり車でのアクセスがしやすく、相良庁舎や小中高などの学校が1km以内に位置する好立地でもあります。

また、民間のスーパーマーケット、飲食店、小売店やサービス提供店と、牧之原市立の子育て支援施設や公園が集積していることで、図書館利用者は本を借りるという目的を済ませたら帰宅するのではなく、買い物や子どもを遊ばせるなど近隣の施設を相互利用することで、時間をより有効に過ごせるエリアとなりました。

来館者の利用の仕方を見てみると、読書する人、本を借りる人のほか、自習する学生、ノートPCを持ち込んで仕事をする社会人、友人同士で会話を楽しむ人などさまざまです。平均的な公共図書館の資料貸出数は、来館者数の2倍ほどになりますが、図書館交流館は令和4年度の実績で貸出数66,176冊に対し、来館者数は92,651人でした。この数字からも、図書館交流館では従来の本を借りる図書館の機能とは違う目的で来館している人が多いことがわかります。

一方で、資料や情報、あるいは課題解決のために来館する人も少なくないことから、にぎわいを作るだけでなく、図書館機能を継続して発揮できるような取り組みも求められています。



館内の様子

文化の森図書館

旧榛原町の中心市街地に立地する「榛原文化センター」内にある図書館です。同じ敷地内に牧之原市役所、すぐそばに小学校と高校がある地域でもあります。

令和5年に同施設内で移転・改修工事を行うことでこれまでの課題であった滞留スペースを確保し、令和6年度から新たな機能を追加した図書館での運営となります。読み聞かせスペース、展示ギャラリー、学習室といった図書館の基礎的な機能のほか、若い子どもを連れた利用者が安心して来館できるよう授乳室やオムツ交換台を備えます。また、建物の外は待ち合わせや食事ができる屋外テラスを整備し、牧之原市花の会などの市民団体により庭の植栽もリニューアルされます。こうした改修工事によって、かつての榛原図書館のように本を借りて帰るだけではなく、個々のニーズに合わせた空間とサービスの提供を行うことが可能になり、滞在時間の延長が見込めます。

名称も令和6年度から「文化の森図書館」へ変更となり、榛原文化センターでは市民グループや行政による講座やレクリエーション活動が活発に行われていることから、図書館の機能とあわせて生涯学習を支える新たな文化の拠点になることが期待されています。愛称は広く公募を行い、候補作の中から市民投票で「いろ葉」に決定しました。

文化の森図書館は市役所の敷地内に位置しています。民間の商業施設内にある図書交流館と違い、単独の公共施設に図書館が設置されているメリットを活かして行政の持つ情報を発信していきます。市役所の各課と図書館の連携を推進することで、市民生活がより豊かに、便利になることを目指していきます。



リニューアル準備中の館内の様子

移動図書館「ひまわり号」

図書館から遠方の市民に読書サービスを届けるため、移動図書館「ひまわり号」が本の貸出を行っています。ひまわり号には約3,000冊の本を積むことができ、概ね1か月に1度、31か所のステーションを巡回しています。特に、市内小学校の9校はすべてを回り、ひとりで図書館へ行くことが困難な児童に本を届けています。

巡回先については、ステーションごとの利用状況の分析や地域の要望等を基に数年ごとに点検し、必要に応じて変更を検討しています。

また、定期的な巡回のほか、「ひまわり号おはなし隊」や「ひまわり号キャラバン」といった出張イベントを実施し、本の貸出だけでなくおはなし会やブックトークを行い、読書に親しんでもらう機会を提供しています。



移動図書館「ひまわり号」

図書館間ネットワーク

市の中心市街地に近い場所に位置する図書交流館、文化の森図書館と、図書館遠隔地域を主に巡回する移動図書館「ひまわり号」が相互に連携して市民に図書館サービスを届けます。利用者が借りた本はどの図書館でも返却ができる、予約した本の受取館を指定できるなど、利便性の向上に努めています。



運搬用の図書館専用車両



閉館時返却用ブックポスト

(2) 図書館の運営状況と目標

図書館の概要

令和5年3月31日現在

館名	職員数 (人)	床面積 (㎡)	蔵書数 (冊)	雑誌 (種)	新聞 (種)	登録者数 (人)
図書交流館	9	904.9 ※1	51,218	122	8	6,928
榛原図書館 (文化の森図書館) ※2	2	165.0 (636.1)	33,158 (36,000)	24 (50)	2 (4)	
移動図書館	1	1台	9,845	-	-	

※1 書庫(旧相良図書館)89㎡を含む

※2 令和6年度から文化の森図書館に名称変更
数値は令和6年4月の予定値



図書交流館にある史料館とお茶振興課の出張展示コーナー

開館日数

令和5年3月31日現在

館名	R 1	R 2 ※3	R 3	R 4
(相良図書館) ※4	(308)	(198)	-	-
図書交流館	-	-	270	279
榛原図書館	309	198	268	279
移動図書館	96	62	88	96

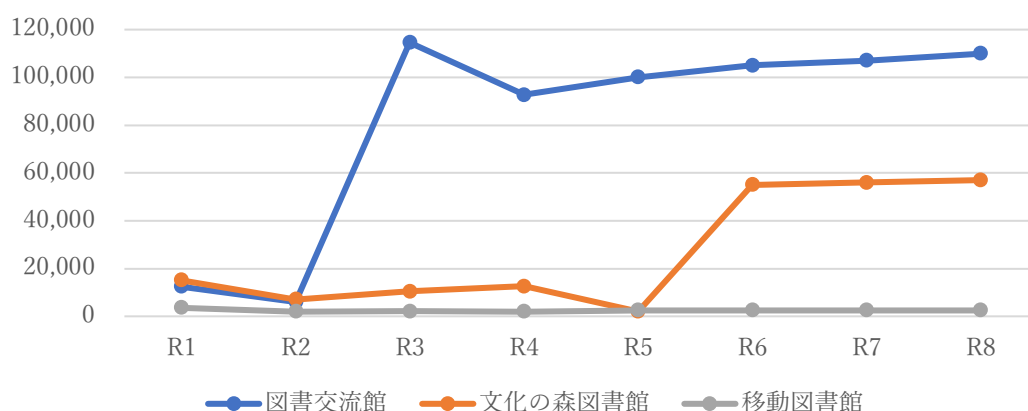
※3 令和2年度は図書館オンラインシステム導入により4か月休館した

※4 相良図書館は令和3年度から図書交流館に移転・名称変更した

来館者数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

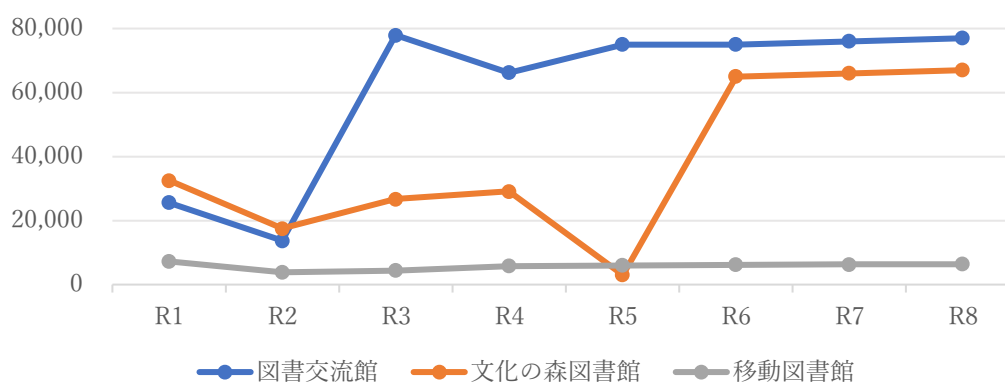
館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	12,429	6,006	—	—	—	—	—	—
椋原図書館 (文化の森図書館)	15,069	7,048	10,430	12,633	2,000	—	—	—
移動図書館	3,544	1,932	2,179	2,037	2,500	2,500	2,500	2,500
合計	31,042	14,986	127,169	107,321	104,500	170,500	172,500	174,500



貸出冊数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

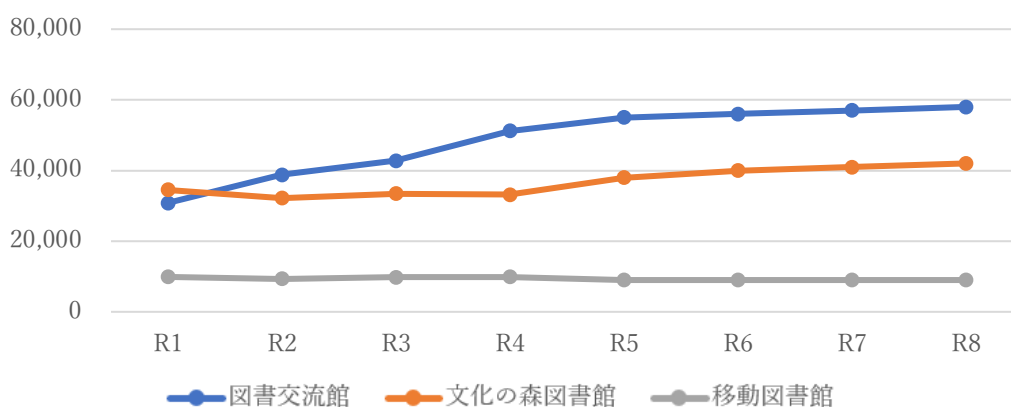
館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	25,598	13,739	—	—	—	—	—	—
椋原図書館 (文化の森図書館)	32,485	17,543	26,669	29,130	3,000	—	—	—
移動図書館	7,242	3,838	4,432	5,776	6,000	6,200	6,300	6,400
合計	65,325	35,120	109,058	101,082	84,000	146,200	148,300	150,400



蔵書冊数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

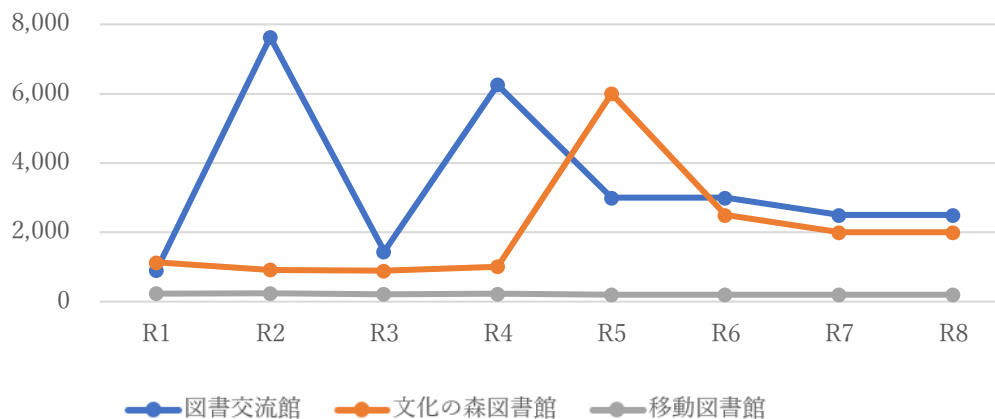
館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	30,848	38,764	—	—	—	—	—	—
椋原図書館 (文化の森図書館)	34,559	32,176	33,445	33,158	38,000	—	—	—
移動図書館	9,880	9,304	9,790	9,845	9,000	9,000	9,000	9,000
合計	75,287	80,244	85,998	94,221	102,000	105,000	107,000	109,000



購入冊数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

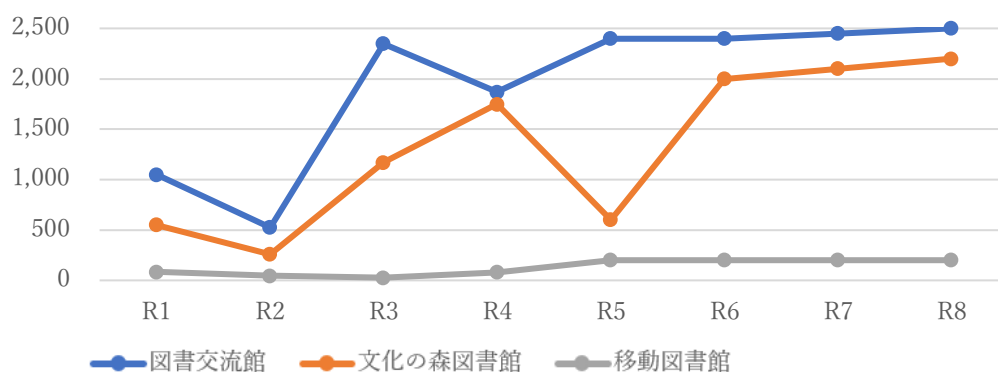
館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	910	7,627	—	—	—	—	—	—
椋原図書館 (文化の森図書館)	1,132	918	894	1,008	6,000	—	—	—
移動図書館	237	241	218	229	200	200	200	200
合計	2,279	8,786	2,557	7,490	9,200	5,700	4,700	4,700



予約・リクエスト数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

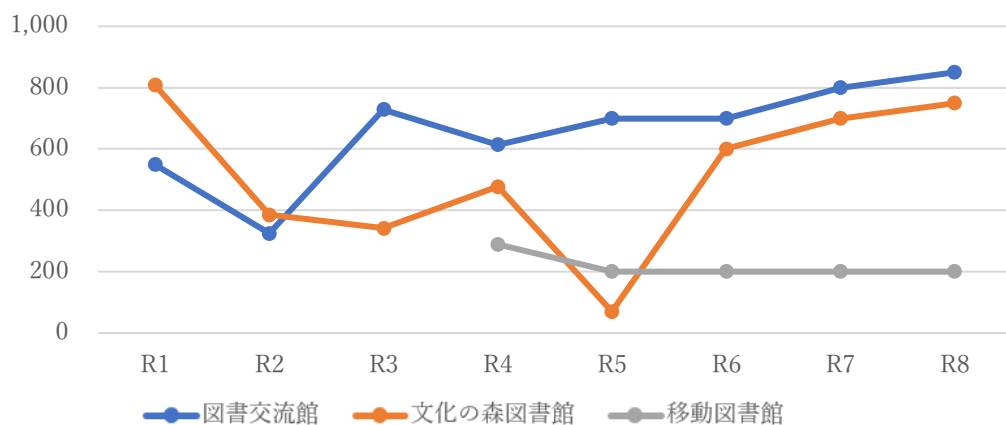
館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	1,049	524	—	—	—	—	—	—
榛原図書館 (文化の森図書館)	550	258	1,169	1,748	600	—	—	—
移動図書館	84	45	27	79	200	200	200	200
合計	1,683	827	3,545	3,697	3,300	4,600	4,800	5,000



レファレンス受付数

令和5年3月31日現在 令和6年度以降は目標値

館名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
(相良図書館) 図書交流館	549	325	—	—	—	—	—	—
榛原図書館 (文化の森図書館)	808	385	341	477	70	—	—	—
移動図書館	—※5	—	—	289	200	200	200	200
合計	1,357	710	1,070	1,380	970	1,500	1,700	1,800



※5 R1～R3 実績不明

3 図書館基本計画の検証と展望

(1) 図書館アンケートの結果

図書館基本計画の検証に先立ち、市民向け図書館アンケートを実施しました。(※巻末資料2) 図書館を利用する目的の多くは「本を借りるため」であり、図書館に望むことについても一番多かったのが「新しい本がある・多くの本がある」でした。一方で、図書館へ行かない理由については「本を読まないから」が一番多く、次いで「自宅から遠いから」でした。

この結果から、利用者は図書館で新しい本を期待しており、図書館の機能や資料の提供以外にできることの周知が必要であることが明らかになりました。

(2) 図書館基本計画(令和元年から5年度)の検証

図書館基本計画(令和元年)で、基本理念の「ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館」を実現するため、基本方針「くらしを支える専門サービス」「であいを創る交流・憩いの場」「あなたと図書館をつなぐネットワーク」を示し、図書館のハード・ソフト両面の機能を拡充することを目指しました。

3つの基本方針を23の取り組みに細分化し、各施策について年度ごと実施状況の自己点検を行い、施策の推進に努めてきました。令和5年6月には図書館協議会による外部評価(※巻末資料4)を実施し、本市図書館の強み(評価できる点)、弱み(課題となる点)を明らかにしました。この評価を踏まえ、強みを活かし、弱みを改善する取り組みを強化していきます。

●強み(評価できる点)

- ・講座やイベントを多数開催し、来館につながっている。
- ・交流スペースと学習室を適切に配置し、多様なニーズに対応している。
- ・地域の読み聞かせボランティアや館内の図書館サポーターとの協働ができている。
- ・図書館オンラインシステムやセルフ貸出機導入による利便性が向上した。

●弱み(課題となる点)

- ・安定した資料費の確保と、将来を見据えた蔵書計画が見えない。
- ・「子ども読書活動推進計画」に基づいた児童サービスを行えていない。
- ・ボランティアスペースや事務スペースが十分に確保されていない。
- ・専任館長の配置を含む、専門知識のある人員を確保すること。
- ・レファレンス等、図書館サービスの内容を市民に周知すること。

(3) 中長期的な展望

令和2年度の図書交流館、令和5年度の文化の森図書館は、既存施設を活用したりリニューアルによる機能の拡充を図り、新設の図書館を建てるより費用を大幅に削減できる効果がありました。一方で、建設から40年程度経過している建物であるため、今後施設の長寿命化や移転を検討する必要があります。

また、本市では現在、相良・榛原それぞれ義務教育学校を整備する計画を進めています。今後のまちづくりの方向性により、地域住民の居住エリアや交通網等にも配慮しながら図書館施設のあり方について検討していきます。

ソフト面においては、機能拡充が進んだ図書館サービスをさらに広く市民に届けるよう、広報やイベント、講座等の充実を図ります。また、電子書籍やデジタルアーカイブ、データベース等、デジタルを活用した図書館サービスの広がりが見え始めている中で、本市においてもより図書館の利便性を高めるために効率的な導入、運用について検討していきます。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館

本市では、効果的かつ充実した図書館サービスを提供することを目的とし、「牧之原市立図書館基本計画」（令和元年（2019年））を策定しました。基本理念とした「ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館」は、図書館が市民のくらしを支え、居場所としてであいを創り、すべての人とつながっていくことを目指し、図書館のあるべきビジョンとして示したものです。

この基本理念は、施設整備の整った令和6年度以降さらに発揮されるものであり、本基本計画においてもこの理念を引き継ぎ、さらに充実を図っていきます。

2 基本方針

(1) くらしを支える専門サービス

- ・市民が求める資料・情報を収集・保存・提供します
- ・市民の「知りたい」や課題解決に専門職員がこたえます
- ・子どもの図書館利用を推進し、生涯にわたる読書活動を支えます

(2) であいを創る交流・憩いの場

- ・新しい人や資料と出会える場を提供します
- ・すべての人にとって、居心地のよい空間をつくれます
- ・講座やイベントを行い、人や情報と出会う機会をつくれます

(3) あなたと図書館をつなぐネットワーク

- ・本の魅力や図書館の情報を多くの人に発信します
- ・デジタル機器を活用して便利に図書館を使えるようにします
- ・市民協働による、持続的に発展する図書館づくりを目指します

第4章 具体的な取り組み

図書館の機能をより拡充し、基本理念、基本方針を達成するため、以下の取り組みを行います。

1 くらしを支える専門サービス

- (1) 専門的サービスを保障する人員体制の確保
- (2) 図書館サービスを向上させるための職員研修の実施
- (3) 市民の「知りたい」に応える資料の収集・提供
 - ①資料の継続的な収集
 - ②多様な資料種別での収集・提供
 - ③高齢者や外国人、障害を持つ人等への資料収集・提供
 - ④郷土資料の網羅的な収集
- (4) レファレンスサービスの実施
- (5) 図書館機能の周知
- (6) 子ども読書活動の推進
- (7) 企業や地域ビジネスに役立つ情報の提供
- (8) 移動図書館「ひまわり号」の巡回

(1) 専門的サービスを保障する人員体制の確保

安定し、充実した図書館サービスを提供できるよう、司書資格を有する職員を確保します。また、図書館法第13条2に「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」とあるように、図書館長の職務は図書館サービス提供の質に直結するため、専任館長を配置します。

教育委員会が直接図書館を管理し、図書館経営を統括する係長、図書館サービスを統括する館長をそれぞれ専任で配置することで、充実した図書館サービスを効率的に市民へ提供します。

(2) 図書館サービスを向上させるための職員研修の実施

窓口での対応やレファレンス、資料の選定・装備・登録など、職員のスキルと図書館サービスの質には密接な関係があります。第3金曜日の図書整理日を活用した全体研修や、県立中央図書館が行う図書館研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

(3) 市民の「知りたい」に応える資料の収集・提供

①資料の継続的な収集

市民の知る自由を保障するため、継続的に資料を収集します。新鮮な資料を提供するため、資料費は静岡県内の公立図書館のサービス指標（住民ひとりあたりの資料費）を参考にし、蔵書数は市立図書館全体で12万冊を目指します。

また、市民からの寄贈や、企業等からの雑誌スポンサーを積極的に取り入れ、蔵書を拡充します。

②多様な媒体での資料収集・提供

収集に当たっては「牧之原市立図書館資料収集方針」（※巻末資料5）に基づき、図書だけでなく、日々のできごとを知ることができる新聞や、手軽に新鮮な情報が得られる雑誌等、多様な媒体での資料収集を行い、電子書籍等のデジタル技術の活用についても検討します。

③高齢者や外国人、障害を持つ人等への資料収集・提供

「読書バリアフリー法」に基づき、利用に困難がある人を支援するため、障害者や外国籍の人が読みやすい資料や読書補助器具の提供、あるいはそうした人への理解が深まる資料を整えていきます。資料においては、外国語資料、大活字本、バリアフリー絵本、LLブック、点字資料等の充実を図り、それらをまとめたコーナーを設置します。

④郷土資料の網羅的な収集

牧之原市の文化や歴史を知ることができる資料は、過去、現在、未来をつなぎ、地域への理解、愛着を深めるため大切にすべきものです。郷土資料は図書だけでなく、チラシやパンフレットなど、様々な媒体で網羅的に収集します。

(4) レファレンスサービスの実施

市民の知りたいというニーズに対し、適切な資料や情報と結ぶレファレンスサービスを行なっていきます。図書館職員は利用者の求めに対し、図書館での蔵書の有無だけでなく、雑誌や新聞、データベース等、さまざまな情報源を探して提供します。特に、牧之原市の地理や歴史に関わることは、市史料館等と連携した調査を行うなど、より具体的で正しい情報提供を行います。

(5) 図書館機能の周知

図書館利用のオリエンテーションや調べ方講座等を実施し、自身で資料・情報を見つけ、活用する手助けをします。また、利用者が気持ちよく施設や資料を使えるよう、利用に関するマナーの啓発を行います。

(6) 子ども読書活動の推進

子どもが読書に親しみ、生涯にわたって本と共に歩む土台ができるよう、赤ちゃんから中高生まで、発達段階に応じた資料の充実を図ります。

子どもが安心して読書を楽しむ場となるよう、施設の安全に配慮します。また、保護者に向けて育児に役立つ資料や情報を提供し、子育てしやすい社会づくりに貢献します。

本計画と連動して「牧之原市子ども読書活動推進計画」の新計画を策定し、施策に反映します。

(7) 企業や地域ビジネスに役立つ情報の提供

ビジネス活動において必要な情報は、事業計画やマネジメントの在り方、販売先や調達先等の取引先との連携、組織管理や人材育成等、多種多様な情報を必要とします。図書館がハブとなり、必要な資料や地域の専門機関、行政機関等と連携したビジネス支援コーナーを設置するなど、集約して利用者にわかりやすく情報提供します。本だけでなく、雑誌や統計資料等の情報についても関連する資料を整えていきます。

(8) 移動図書館「ひまわり号」の巡回

図書館遠隔地域に読書サービスを届けるため、ひまわり号の運行を行いません。巡回するステーション(※巻末資料1)は利用状況や地域の要望等を踏まえ、巡回先の変更を含めサービスの向上を図ります。また、子どもの読書を支えるため、市内小学校全校への巡回を継続します。

2 であいを創る交流・憩いの場

- (1) 利用しやすい開館時間・開館日
- (2) 交流・学びの場の提供
- (3) 多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)の推進
- (4) 各種講座、イベントの実施
- (5) 魅力ある企画展示の実施

(1) 利用しやすい開館時間・開館日

開館時間は、学生や仕事帰りの社会人、生涯学習活動での図書館利用に対応できるように配慮します。また、多くの市民が利用しやすいよう、土曜日・日曜日や祝日の開館を継続します。

(2) 交流・学びの場の提供

図書館は本を借りるだけでなく、居心地のよい空間を提供し、そこに人が集い、交流する機能があります。自らの知識と図書館の情報、さらに人との出会いや交流により、新たな学びや体験が生まれるきっかけを作りに寄与します。

利用者のニーズに合わせた各図書館の会話が楽しめるエリアと静かに読書や自習のできるエリアを、利用しやすいよう適切に管理します。

(3) 多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)の推進

すべての人にとって身近な図書館とするため、ユニバーサルデザインを積極的に採用し、サインはピクトグラムを活用します。また、利用案内やパンフレットは子どもや外国籍の利用者でも理解しやすいものやさしい日本語や多言語で提供します。

(4) 各種講座、イベントの実施

資料への理解を深めたり、新しい発見をする、あるいは体験できるようなイベントを企画し、図書館未利用者を含む多くの人々の参加を促します。また、くらしに役立つ知識や、本の魅力を伝える講座等を実施します。

幅広い利用者に参加してもらうため、概ね一か月に一度はいずれかの市立図書館で講座やイベントを開催します。

(5) 魅力ある企画展示の実施

図書館資料に対する理解を深め、読書への関心を高めることを目的として、月ごとの企画展示を実施します。展示のテーマを決める際には特定の分野に偏る

ことがないよう、多様な企画を設定し、利用者が新たな発見をする機会を月替わりで提供します。

3 あなたと図書館をつなぐネットワーク

- (1) 市民協働の図書館づくり
- (2) 官民で連携した取り組みの実施
- (3) ICT機器の活用
- (4) 多様な情報発信
- (5) 生涯学習との連携
- (6) 学校との連携強化
- (7) 市の施策との連携

(1) 市民協働の図書館づくり

読書活動を推進する市民団体「よも一ね！マキノハラ」と連携し、図書館運営を支えるボランティア「図書館サポーター」とともに図書館づくりを進めていきます。取り組みにあたっては、市民の意見を聞き、図書館運営に反映させていきます。また、図書館運営を支えている様々な市民ボランティアや、館内で活動を行う図書館サポーターの受入を行い、市民協働を推進していきます。

(2) 官民で連携した取り組みの実施

民間の持つノウハウや資源を活用したイベントを企画するなど、官民で連携した取り組みを行います。また、雑誌スポンサー制度の活用など、図書館を場とした民間企業等の情報発信を行います。

(3) ICT機器の活用

本市の図書館では図書館オンラインシステムにより、図書館HPから蔵書検索や資料の予約が可能です。また、ICタグを活用したセルフ貸出機を導入し、利用者の待ち時間の短縮とプライバシーの保護に役立っています。デジタル技術は日々進歩しており、マイナンバーカードでの貸出など市民サービス向上の先進事例等を研究しながら、既存機器の適切な維持管理と更新を行います。

また、デジタル技術を活用した新たなサービスの導入について検討を行い、可能なものから実施していきます。

(4) 多様な情報発信

本の魅力や図書館サービスを伝えるために「広報まきのほら」に毎月新着図書の情報や図書館イベントのお知らせ等を掲載します。また、図書館HPや市公式LINE等を活用し、随時図書館イベント等の情報を周知していきます。さらに、図書館未利用者に情報を届けるため、「広報まきのほら」や館内掲示板等の紙媒

体と、図書館HPやSNS等のデジタルを併用して発信し、より多くの市民に情報を届けます。

(5) 生涯学習活動との連携

生涯学習活動団体「まきのはら塾」等に対し、その活動を支援する資料の提供を行いません。また、活動の成果を図書館来館者にお知らせする場の提供に努めます。また、まきのはら塾等で講座実績のある講師を招聘し、図書館主催講座を開催することで図書館利用者に生涯学習の楽しさを体験してもらいます。

(6) 学校との連携強化

学校の読書活動や調べ学習を支援するため、調べ学習等の資料を充実させ、学校向け団体貸出しを行います。また、市内小中学校の学校司書連絡会に図書館職員を派遣し、学校司書と資料や運営について情報交換を行い、学校図書館との連携を深めます。

図書館への理解と利用を促進するため、小学生の図書館見学や中学生以上の職業体験等を積極的に受け入れします。

(7) 市の施策との連携

図書館では行政資料も郷土資料のひとつとして各課の刊行物を収集をし、行政資料コーナーを設置します。また、市民が利用しやすい行政施設としての図書館機能を活用し、市の施策に関連したイベントや図書館資料の展示を実施します。

4 計画の進行管理

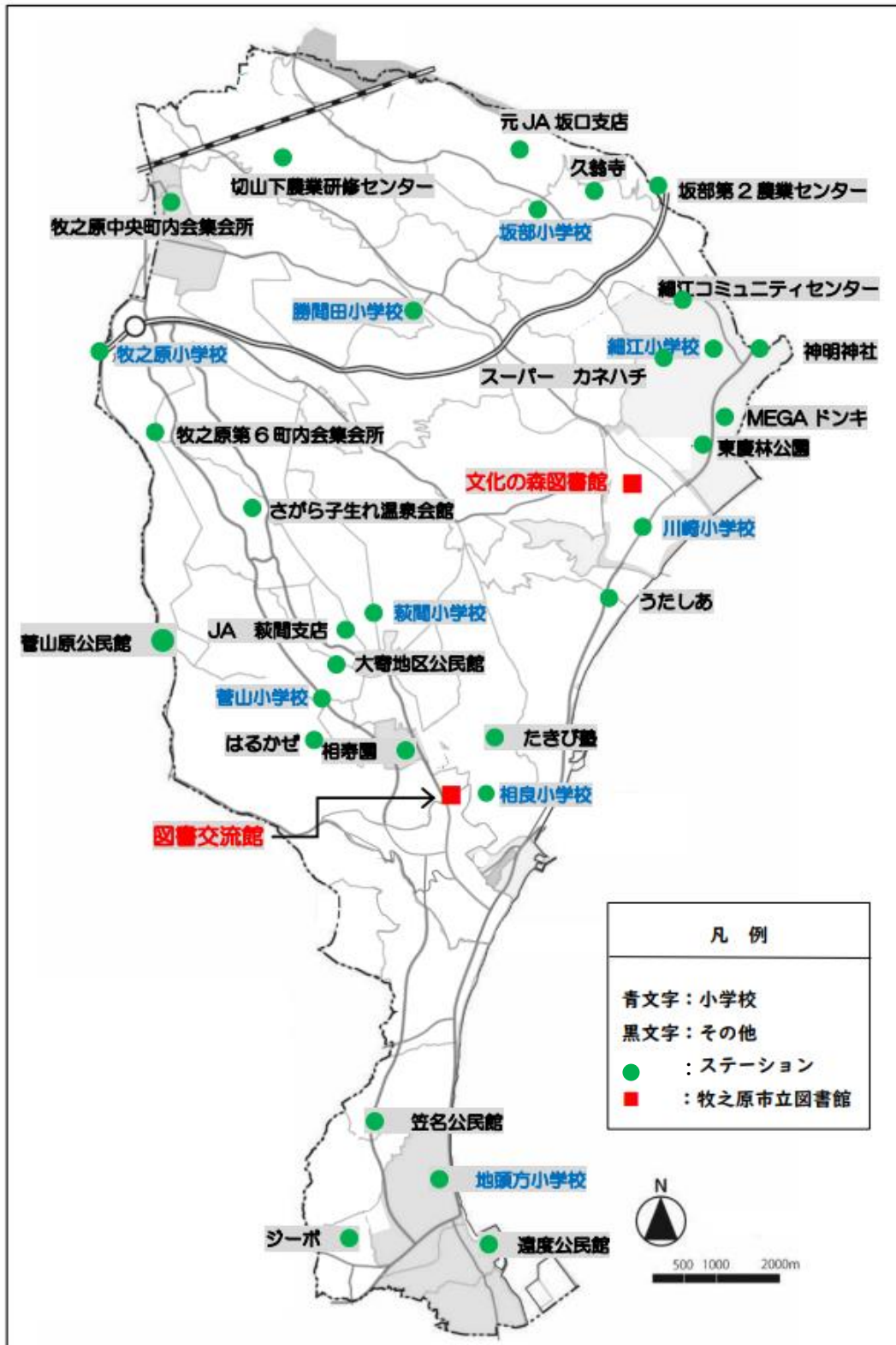
本計画の進捗について、図書館が施策の実施状況を年度ごとに点検し、図書館協議会で意見の聴取・評価をします。この図書館評価は、図書館法（昭和26年法律第118号）第7条の3に基づき牧之原市立図書館の運営の状況について評価を行うものです。

図書館協議会で出された意見は社会教育委員会議、教育委員会に報告し、図書館HPなどで市民に公表します。また、意見をもとに図書館サービスの改善を図ります。

令和8年度は計画期間の前期を終えることから、社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ計画内容の検討と見直しを行います。見直しに当たっては、図書館協議会による中間評価を行い、その結果を踏まえ計画の修正案を図書館が作成し、教育委員会で決定します。

各種資料

1 図書館及び移動図書館ステーションの位置



2 図書館アンケート結果

(1) アンケートの概要

- 目的** 本市図書館基本計画の改訂及び令和6年度再開する榛原図書館の運営方針の参考とするため。
- 期間** 令和5年4月の1カ月間及び高校生向けに6月の1週間
- 対象** 牧之原市民及び牧之原市立図書館利用者
- 調査方法** アンケート用紙の記入及びWeb（インターネットフォーム）での回答してもらう。また市内にある相良高校、榛原高校には、学校を通して生徒へ周知。
- 回答数** 用紙：325件 Web：633件 計：958件

(2) アンケート結果

設問1 住んでいる地域

- ・榛原地区、相良地区ともにほぼ同数。約15%は市外在住者だった。

設問2 年齢

- ・別途子ども向けアンケートを取ったため、12歳以下の回答数が少ない。

設問3 図書館の利用頻度

- ・「月に1～2回利用する」と回答した者が44%と一番多い一方、「ほとんど利用しない」が20%だった。

設問3-1 図書館の来館目的

- ・「本を借りるため」が70%と、本に対するニーズが高いことがわかる。

設問3-2 図書館に行かない理由

- ・「忙しくて行けない」(46件)、「本を読まないから」(36件)、「インターネット等で情報を得ている」(33件)の順に多く、図書館の多様な機能の周知が必要。

設問4 図書館司書（職員）に求めるもの

- ・「レファレンス」(303件)、「条件にあった本の提供」(242件)がスキル面での期待と「親切丁寧な対応」(461件)と接遇面での要望が多い。

設問5 充実して欲しい資料

- ・「一般図書」(539件)、「児童図書」(356件)と、基本的な資料を望む声が多い。
- ・「電子書籍」(30件)について求める声は多くなかった。

設問6 図書館の開館日及び開館時間

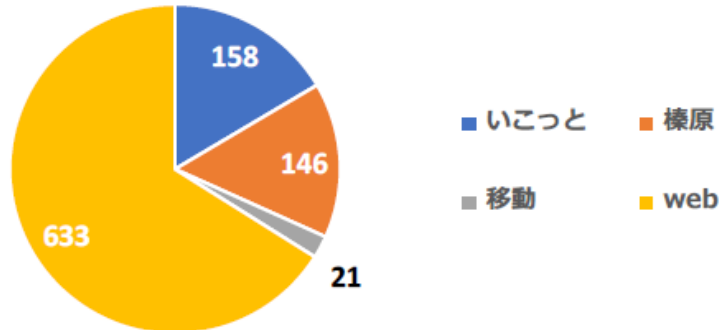
- ・開館日、開館時間ともに「今のままでよい」という意見が一番多かった。

設問7 牧之原市の図書館に望むこと

- ・「新しい本・多くの本があること」(516件)、「調べものに必要な本が充実していること」(263件)が特に多く、資料の充実が望まれている。

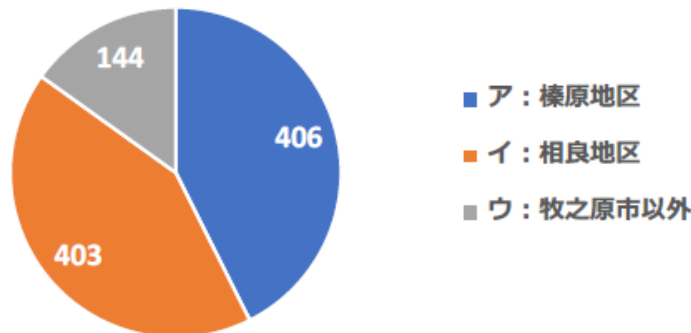
・アンケート回答人数 (いこっと・榛原・移動図書館は紙での回答数です)

アンケート回答人数	いこっと	榛原	移動	web	計
	158	146	21	633	958



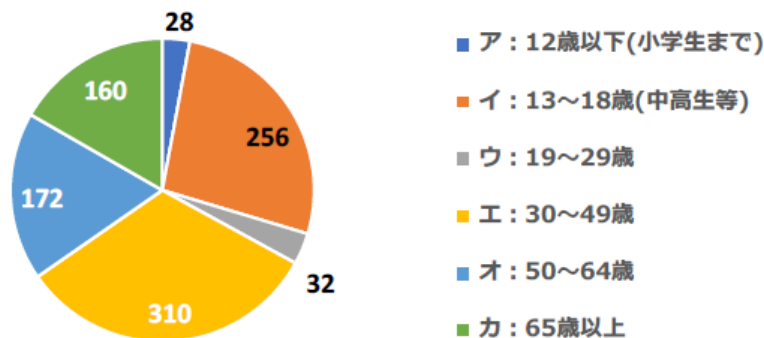
1. お住まいを教えてください

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:榛原地区	30	123	5	248	406
イ:相良地区	106	11	15	271	403
ウ:牧之原市以外	18	11	1	114	144
計	154	145	21	633	953



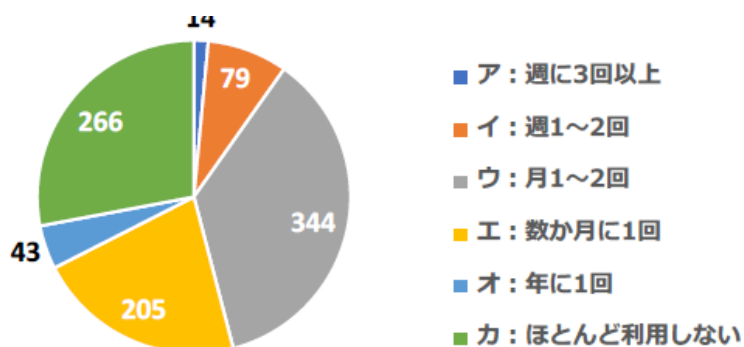
2. 年齢を教えてください

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:12歳以下(小学生まで)	5	8	2	13	28
イ:13~18歳(中高生等)	5	3	0	248	256
ウ:19~29歳	6	1	0	25	32
エ:30~49歳	61	49	0	200	310
オ:50~64歳	31	33	3	105	172
カ:65歳以上	50	52	16	42	160
計	158	146	21	633	958



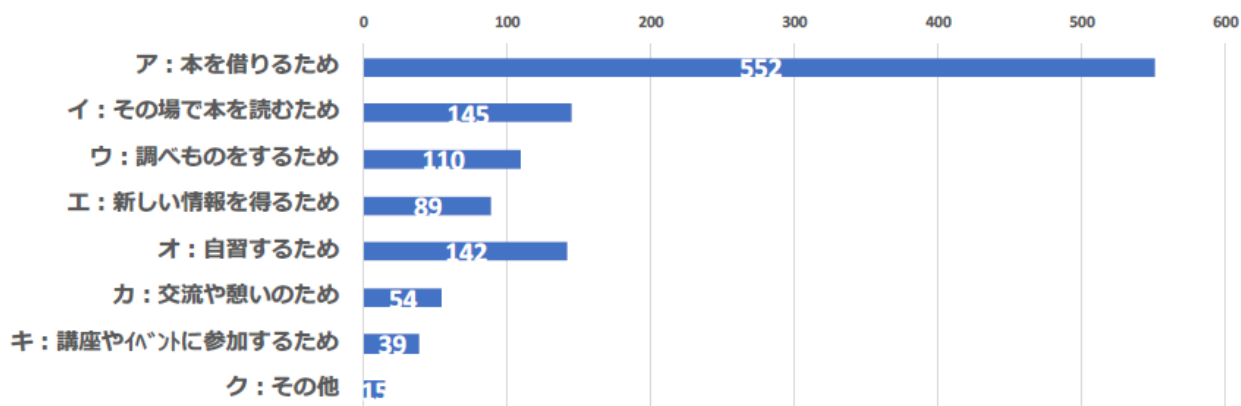
3.どのくらい図書館を利用していますか。

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:週に3回以上	5	2	0	7	14
イ:週1~2回	34	17	0	28	79
ウ:月1~2回	85	85	12	162	344
エ:数か月に1回	25	23	5	152	205
オ:年に1回	0	2	0	41	43
カ:ほとんど利用しない	6	13	4	243	266
計	155	142	21	633	951



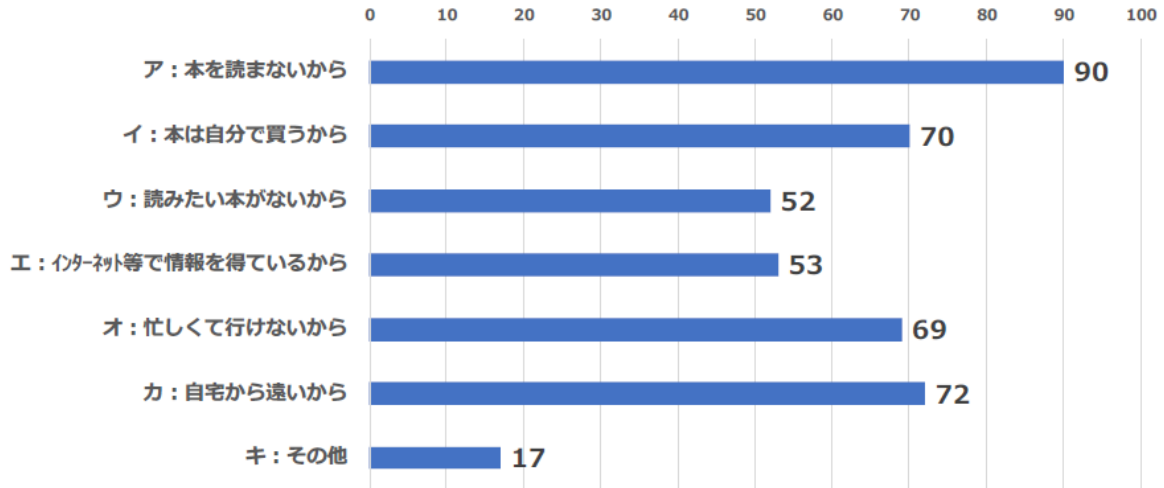
3-1 質問3でア~オと答えた方にお聞きます。どんな目的で図書館を利用していますか。(いくつでも)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:本を借りるため	137	123	15	277	552
イ:その場で本を読むため	35	10	2	98	145
ウ:調べものをするため	21	18	3	68	110
エ:新しい情報を得るため	24	20	1	44	89
オ:自習するため	16	3	1	122	142
カ:交流や憩いのため	10	1	0	43	54
キ:講座やイベントに参加するため	13	2	2	22	39
ク:その他	3	2	0	10	15
計	259	179	24	684	1146



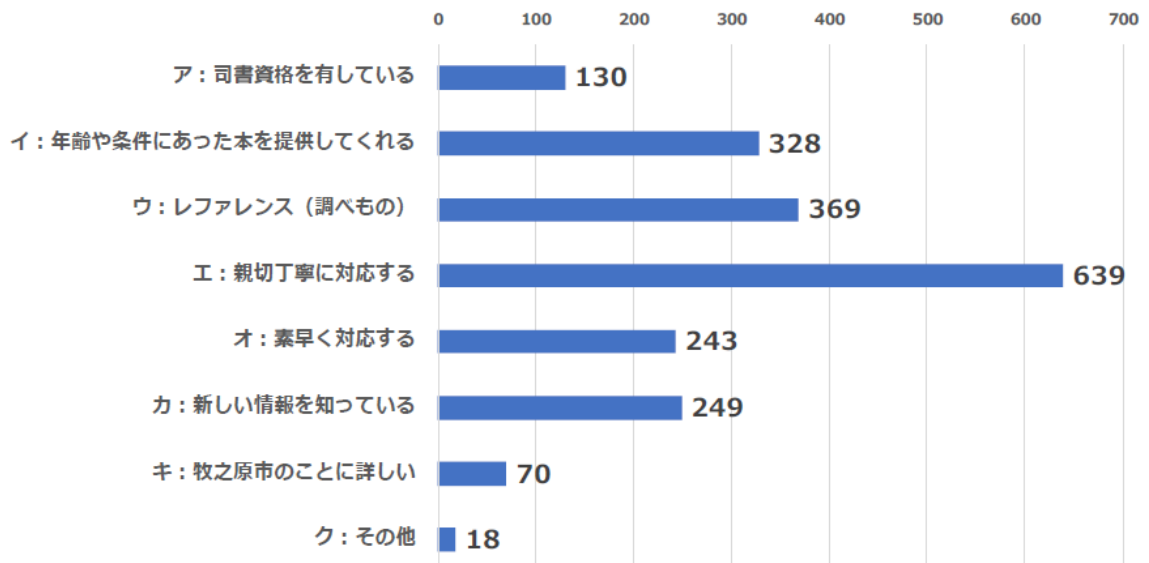
3-2 質問3でカと答えた方(図書館を利用しない方)にお聞きます。図書館を利用しない理由を教えてください。(いくつでも)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:本を読まないから	1	2	0	87	90
イ:本は自分で買うから	1	5	0	64	70
ウ:読みたい本がないから	0	0	0	52	52
エ:インターネット等で情報を得ているから	1	2	0	50	53
オ:忙しくて行けないから	2	2	1	64	69
カ:自宅から遠いから	0	3	2	67	72
キ:その他	0	3	1	13	17
未回答				2	
計	5	17	4	399	425



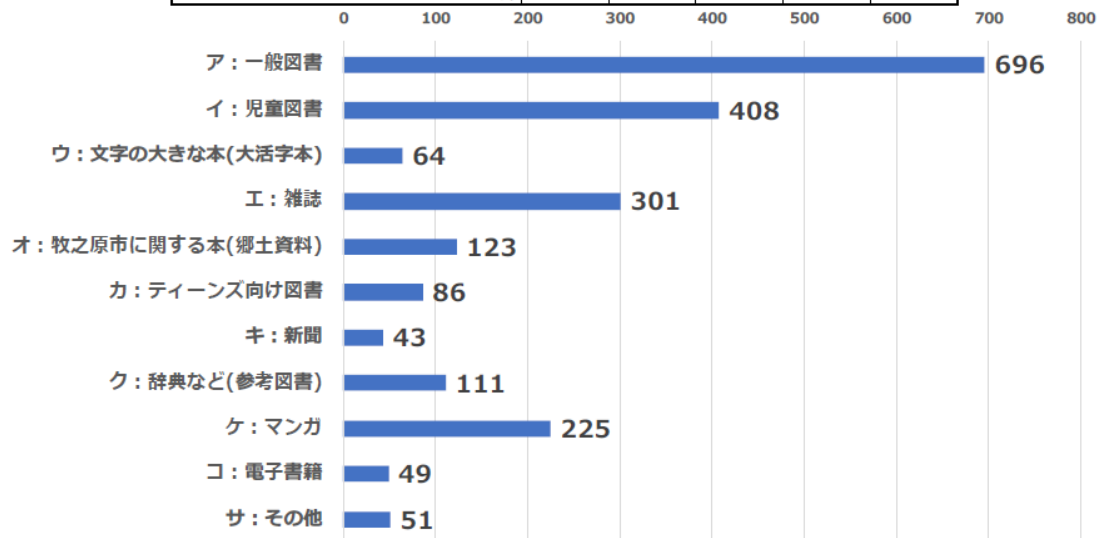
4 図書館司書(職員)に求めるものを教えてください。(3つまで)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:司書資格を有している	8	13	0	109	130
イ:年齢や条件にあった本を提供してくれる	52	51	10	215	328
ウ:レファレンス(調べもの)	68	61	7	233	369
エ:親切丁寧に対応する	90	95	6	448	639
オ:素早く対応する	33	15	5	190	243
カ:新しい情報を知っている	42	32	3	172	249
キ:牧之原市のことに詳しい	15	10	1	44	70
ク:その他	4	2	1	11	18
計	312	279	33	1422	2046



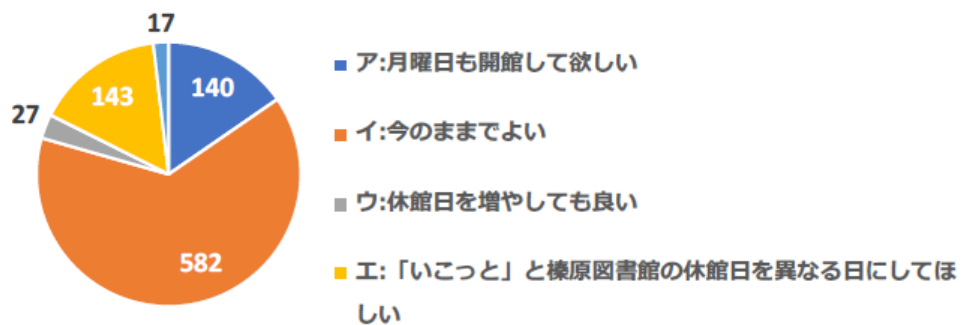
5 どんな資料が充実しているとよいと思いますか。(3つまで)

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:一般図書	115	113	14	454	696
イ:児童図書	62	76	7	263	408
ウ:文字の大きな本(大活字本)	10	13	9	32	64
エ:雑誌	68	26	3	204	301
オ:牧之原市に関する本(郷土資料)	16	14	3	90	123
カ:ティーンズ向け図書	7	13	0	66	86
キ:新聞	2	7	0	34	43
ク:辞典など(参考図書)	12	6	2	91	111
ケ:マンガ	29	15	0	181	225
コ:電子書籍	2	1	0	46	49
サ:その他	15	6	0	30	51
計	338	290	38	1491	2157



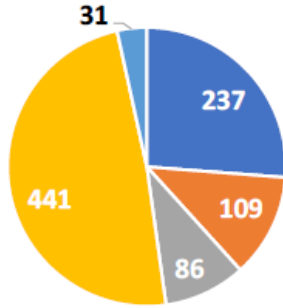
6-1 開館日・休館日について

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:月曜日も開館して欲しい	24	8	1	107	140
イ:今のままでよい	102	101	10	369	582
ウ:休館日を増やしても良い	1	4	0	22	27
エ:「いこっと」と榛原図書館の休館日を異なる日にしてほしい	8	13	1	121	143
オ:その他	2	1	0	14	17
計	137	127	12	633	909



6-2 開館時間について

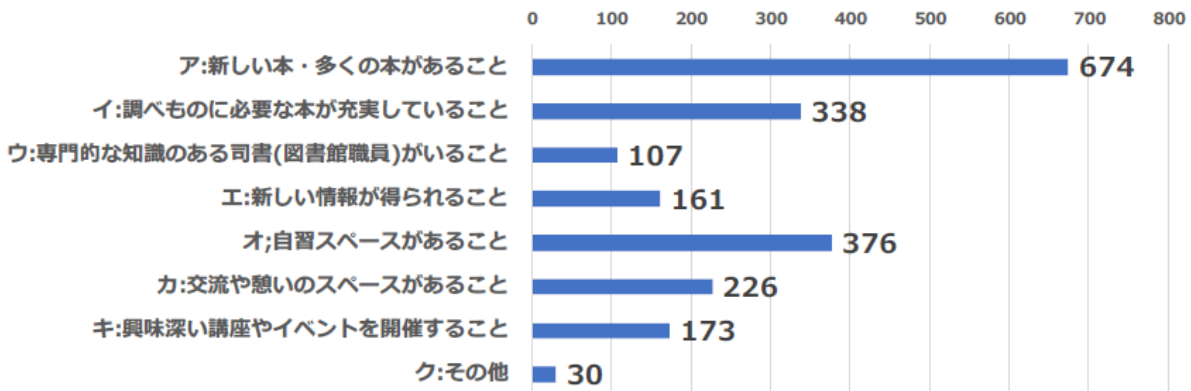
	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:「いこつと」も9:00から開館して欲しい	59	35	3	140	237
イ:榛原図書館も平日は19:00まで開館してほしい	7	16	0	86	109
ウ:どちらの図書館も同じ開館時間にしてほしい	5	4	1	76	86
エ:今のままでよい	61	70	6	304	441
オ:その他	2	2	0	27	31
計	134	127	10	633	904



- ア:「いこつと」も9:00から開館して欲しい
- イ:榛原図書館も平日は19:00まで開館してほしい
- ウ:どちらの図書館も同じ開館時間にしてほしい
- エ:今のままでよい
- オ:その他

7 牧之原市の図書館に望むことを教えてください。(3つまで)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:新しい本・多くの本があること	111	110	7	446	674
イ:調べものに必要な本が充実していること	38	40	5	255	338
ウ:専門的な知識のある司書(図書館職員)がいること	9	13	0	85	107
エ:新しい情報が得られること	27	27	2	105	161
オ:自習スペースがあること	23	34	0	319	376
カ:交流や憩いのスペースがあること	30	22	4	170	226
キ:興味深い講座やイベントを開催すること	44	24	4	101	173
ク:その他	3	3	0	24	30
計	285	273	22	1505	2085



3 図書館基本計画評価表

(1) くらしを支える専門サービス

A 計画通り実施した B 概ね計画通り実施した
C 不十分であった D 未実施

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	資料収集方針の見直し	牧之原市の産業や歴史、文化等、郷土にゆかりのある情報を積極的に収集できるようにし、また、各館で効率的な資料集が図れるよう方針を示す。	令和2年度に「資料収集方針」「資料選定基準」「資料除籍基準」「寄贈受入基準」を策定し、担当者に左右されることなく一定の基準のもとコレクションした。 それにより、蔵書総数のうち実用書や参考図書などくらしに役立つ資料の割合が増加した。 また、郷土に関する資料は 4,500 冊から 5,800 冊に増えた。
	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 単に選書や除籍の基準だけでなく、予算も含め収集計画を立ててほしい 目標の記述と実施状況の記述にズレがある。
2	くらしに役立つ蔵書の増加	各館5万冊、移動図書館1万冊を目標とし、趣味、教養以外に、専門的な図書についても蔵書を増やす。雑誌、新聞、電子等、提供できるコンテンツの種類も増やしていく。	<p>図書交流館は書庫を含め、目標である5万冊を達成した。榛原図書館は改修期間中に蔵書を増やし、目標に近づけていく。R5 年度末に合計で約10万冊になる見込み。</p> <p>R4 年度末蔵書数 図書交流館 51,218 冊 榛原図書館 33,158 冊 移動図書館 9,845 冊 合計 94,221 冊 (目標11万冊に対し86%) 雑誌タイトル 各館14⇒図書交流館120に増加 新聞タイトル 各館2⇒図書交流館5に増加</p>
	A	A	<ul style="list-style-type: none"> 市の規模や財政力に対し、目標が低いのではないか アンケートでビジネスや多読(外国語)の要望があり、多様な収集をしてほしい 蔵書数だけでなく廃棄、資料の入替を見据えた質も重要

3	学校や他の図書館との連携	学校司書連絡会への図書館職員派遣。学校への団体貸出、学校司書が行う読書相談の支援を行う。また、静岡県立中央図書館の横断検索に加入し、他市町との相互貸借を進める。	<p>学校の調べ学習支援のための団体貸出しは、図書交流館開館の前後で比較すると約2倍に増えた。他市町への相互貸借はオンライン化されるまでは借りる一方だったが、他市への貸出も実施できるようになった。</p> <p>学校への団体貸出 R1 334冊 R4 714冊 隔月開催の学校司書連絡会に図書館司書を派遣 学校図書館目録整備の支援</p> <p>相互貸借冊数（借受数/貸出数） R1 594/0 R4 245/235</p>
	A	A	・学校司書が常勤でないため、学校現場では調べ学習や新聞作成での学校図書館活用をしづらい
4	児童向けサービスのさらなる充実	図書ボランティア等と連携した取り組みを継続していく。また、平成19年に策定した「市子ども読書活動推進計画」の改訂を進め、現在の子どもが置かれている環境や、新たに図書館ができることを含め検討していく。	<p>小学生施設見学等で図書館の案内やおはなし会を実施し、一般来館者には子ども向けのイベントを実施した。「子ども読書活動推進計画」については、近隣市町の図書館に出向き、どのように計画の改訂を行ったのかヒアリングを実施し、今後本市で改訂を進める際の参考とする。</p> <p>【今後の課題】 「子ども読書活動推進計画」の改訂を進める。</p>
	C	C	<p>・忙しい中だと思いが、計画の改訂を進めてもらいたい</p> <p>・図書の充実が本に触れる一番の機会になる</p> <p>・「家庭」「学校」「地域」「図書館」の4本柱があり、自治体と読書の盛り上がりは図書館活動と連動する</p>

5	発見・驚きのある講座やイベントの開催	様々な年代の市民が学び、楽しめる講座やイベントを実施する。図書館単独だけでなく、関連する機関等との連携事業も開催する。市民の作品等を展示する機会を提供する。	館内の特集展示は毎月入替を行い、来館者が来るたびに新しい発見ができる工夫をした。講座やイベントは赤ちゃん向けから大人向けまで、多様な企画を行い、日常的に図書館を利用しない市民への来館動機につないだ。 講座・イベント開催数 R4 30種
	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・多くのイベントを開催している ・図書館の利用増加につなげてほしい
6	市民を支えるレファレンスサービスの充実	資料や情報を、求めている利用者に適切につなぐ手伝いをするレファレンスサービスについて広く周知する。窓口立つ図書館職員は、習熟度に合わせた研修に参加し、能力の向上に努める。	図書館の資料だけでは回答が難しい場合でも、市資料館や他市町の図書館等と連携して調査・回答を行った。子どもたちからは所蔵調査の問い合わせが多いが、なるべく待たせることなく類書も含めて案内している。 レファレンス回答数 R4 1,380件 【今後の課題】 利用者からの問い合わせに対し、職員ごとの知識、スキルにより回答にばらつきが見られるため、研修等により底上げを図りたい。
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「レファレンス」が利用者に認知されていないのでは・利用に結びつけるためのパスファインダーの作成や、窓口表示の方法を検討してほしい ・レファレンスツアーや体験イベント、動画でのPRを企画してみてもどうか

7	移動図書館の運行と改善	図書館遠隔地に住む市民のために、充実した資料を保有した移動図書館車を配車する。巡回コースについては見直しを図る。	<p>図書館が遠い地域の住民へのサービスを厚くするため、市内 53 か所あったステーションのうち、主に図書館から近い場所を整理し、市内 31 か所のステーションに整理した。これにより、移動図書館車が留まることができる時間が長くなった。</p> <p>【今後の課題】 31 か所に整理したステーションの中には、利用がほとんどない場所もある。その理由を調べ利用を増やすための方策を検討していく。</p>
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館の運行と改善は大変なことだと思う ・貸出の巡回だけでなく、地域のイベントに向くこともよい ・他市では、閉架資料を公民館に貸し出す事例もある
8	図書ボランティアへの支援	ボランティア活動室を設置し、活動しやすい環境を整え、適切なアドバイスができる職員を配置する。ボランティアの学習や団体の交流が図れるよう、研修会や講座を開催する。	<p>「よもーね！マキノハラ」を市民活動団体として組織化し、図書ボランティア同士がつながりを持って自発的なアイデアで読書推進活動を行える環境を整えた。また、図書館内で活動する「図書館サポーター」向けの研修を実施して職員といっしょに図書館づくりを進めている。</p>
	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・旧相良図書館に作品を取りに行くが、手続きが煩雑なので簡素化を望む

9	質の高い職員研修の実施	県立図書館が行う外部の研修などに参加し、司書としての専門性を高める。館内研修も充実させる。	<p>毎月、第3金曜日の図書整理休館日に図書館サービス向上のためのミーティングを実施している。外部の図書館研修は、概ね2年に1度は図書館職員全員が参加できるようにし、より専門性を高めている。</p> <p>【今後の課題】 窓口業務委託により勤務する者は委託者側で研修を行うので、専門性の高い外部研修に派遣できる職員が限られている。</p>
	B	B	
10	専門的サービスを補償する人員体制の確保	専任館長の設置と司書資格を有する職員を確保し、安定した図書館サービスを提供する。運営の根幹業務は教育委員会が直接管理し。臨時職員等の業務についても正規職員が指導、管理する。	<p>令和2年度まで「社会教育課社会教育係」の職員が図書館業務を行っていたが、令和3年度から新たに「図書係」を創設した。</p> <p>令和5年度現在、図書館の規模が小さいことから、県内同規模自治体と比べても少ない職員数で図書館を運営している。</p> <p>【今後の課題】 図書館サービスを統括する「図書館長」と事務をまとめる「係長」にそれぞれ専任職員を配置できるよう検討する。</p>
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県内図書館の統計から見ても人員体制が十分とは言えない ・専任館長については協議会から要望し、設置した経緯がある ・今回の評価範囲ではないが、特に次年度の新館開館時は体制の見直しをお願いしたい

2 であいを創る交流・憩いの場 【環境の整備とスペースの確保】

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	ユニバーサルデザインの推進	通路幅の確保、傾斜がなく滑りにくい床面等整備し、車椅子やベビーカーでも利用しやすくする。サインやトイレも工夫し、お年寄りや外国人にも配慮する。	図書交流館は館内に段差がなく、車椅子が通れる通路幅を確保した。サインはピクトグラムを使い、窓口カウンターには拡大鏡や筆談ボードを設置した。榛原図書館の改修においても同様の配慮を行う。
	A	A	
2	居心地のよい閲覧スペース	図書を読むエリアと雑誌や新聞を読むエリアを区分する。長時間座っていられるよう、イスやテーブルなどの家具にも留意する。	図書交流館は 80 の席数があり、新聞・雑誌コーナーを設け、利用するシーンによって区分できるようにした。榛原の新館でも、新聞を広げて読める設計を組んでいる。
	A	A	
3	親子で楽しめる読み聞かせスペース	靴を脱いでゆっくりと滞在できるスペースを作る。その場所を使っておはなし会を開催する。	図書交流館の読み聞かせスペースは、絵本等を楽しむ家族連れが多く見られる。榛原新館にも読み聞かせコーナーを設置する予定。
	A	A	
4	自分と向き合う学習スペース	落ち着いて学習ができるよう、閲覧スペースとは別に学習席を設ける。	図書交流館には壁で囲まれた 23 席の学習室があり、交流スペースに比べ音が静かで集中しやすくしている。榛原新館にも約 30 席の独立した学習室を設置する。
	A	A	

5	であいを創 る交流ス ペース	雑談を楽しめて交流が広がるスペースや、飲食のできる席を設置する。また、企画展示や地域情報の発信、文化活動の展示ギャラリーが行える空間を作る。	図書交流館には「交流・談話エリア」があり、飲み物や会話を楽しむことができる。榛原新館はエントランスから図書館入口にかけて開放感のあるつくりとし、屋外にも交流や待ち合わせできるパーゴラを設置する予定。
	A	A	
6	ボランティア活動スペース	図書ボランティアが打合せや読み聞かせの練習をしたり、おはなし会の道具を保管する場所を設ける。	旧相良図書館を図書ボランティアが打合せ等に利用できるようにテーブル、椅子を設置した。榛原新館では図書館内に空き部屋がないことから、文化センターの貸館が空いている時に利用できるよう配慮する。 【今後の課題】 旧相良図書館は書庫として使っていて手狭であるが、打合せスペースはこれからも確保する。榛原文化センターにおいては、貸館利用者に影響が出ない範囲での図書ボランティアの利用について、一定のルールを決める。
	B	B	・スペースを確保してほしい ・気持ちよく活動できるよう、ボランティアとともに考えてもらいたい
7	資料を保存する書庫スペース	書架に入らない資料を保管するスペースを確保する。特に郷土資料等は将来にわたって安全に保存できるよう留意する。	図書交流館内にある4,000冊の書庫に加え、旧相良図書館を15,000冊収納できる書庫とした。榛原新館でも、10,000冊収納できる書庫を設置する。
	A	A	

8	作業しやすい事務スペース	図書の修理・装備や資料の保管をする事務スペースを作る。個人情報を含む電話連絡をするため、分けられた部屋を確保する。	<p>図書交流館に6席の事務室と、図書の装備等を行う4席の作業室がある。榛原新館には4席の事務室を設置する。</p> <p>【今後の課題】 榛原の事務室は面積に余裕がないため、2階の事務室で作業を行うなど、柔軟に対応する。</p>
	B	B	<p>図書交流館に6席の事務室と、図書の装備等を行う4席の作業室がある。榛原新館には4席の事務室を設置する。</p> <p>【今後の課題】 榛原の事務室は面積に余裕がないため、2階の事務室で作業を行うなど、柔軟に対応する。</p>

3 あなたと図書館をつなぐネットワーク 【図書館システムの構築】

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	図書館オンラインシステムの導入	図書館オンラインシステムにより管理を行う。どの図書館からでも、市立図書館で登録した資料や利用者の情報をリアルタイムで共有する。	市立図書館を一元管理する図書館システムを導入した。導入にあたり、過去に誤った書誌情報で登録されていた資料を、正しいデータに書き換えた。
	A	A	
2	図書館におけるICTの活用	図書館HPを作成し、利用者が自宅にしながらパソコンやスマートフォンで本の検索や予約ができるようにする。調べものを補助するためのインターネット端末を設置する。	図書館内に設置した検索機(OPAC)や図書館HPから蔵書の検索ができるようにした。また、館内の資料にはICチップを貼付し、セルフ貸出機で利用者自身が貸出処理できるようにした。
	A	A	

3	多様な広報活動による情報発信	広報の仕方を工夫し、紙媒体だけでなく。図書館HPから新着図書の情報やイベントのお知らせを行う。	「広報まきのはら」には毎月図書館の情報を掲載している。図書館HPでのイベント告知や、市公式LINE等でも情報発信を行う。
	A	B	・レファレンスなど、図書館にできるサービスについて市民に認知されていない
4	返却を容易にするブックポストの設置	図書館休館日や閉館時間中にも図書の返却ができるブックポストを設置する。投函された資料は翌開館日にすみやかに返却処理を行う。	ミルキーウェイスクエア、榛原文化センター敷地内にブックポストを設置。多くの利用者がポスト返却ができ、利便性が向上した。 ブックポスト返却数 R4 11,978冊
	A	A	
5	資料を届けるメールカーの運行	貸出館以外で返却された資料を所蔵館へ戻したり、予約された資料を受取館へ運ぶためのメールカーを定期的に運行する。	図書交流館と榛原図書館の荷物を公用車で運搬する。図書館職員が運搬するため、出勤人数によっては運搬が遅れることがあるが、二日に一度は運べるよう努めている。 【今後の課題】 利用者の利便性向上のため、すべての開館日で運搬が可能となる方法について検討する。
	B	B	

4 牧之原市立図書館条例及び図書館条例施行規則

牧之原市立図書館条例

平成17年10月11日

条例第76号

改正 平成30年10月2日条例第31号

令和2年12月24日条例第34号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、牧之原市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
牧之原市立図書交流館	牧之原市波津三丁目11番地
牧之原市立榛原図書館	牧之原市静波1024番地3

(職員)

第3条 図書館に次に掲げる職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員

(管理)

第4条 図書館は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて効率的に運営しなければならない。

(利用の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずる事ができる。

- (1) その利用が館内の風紀若しくは秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 管理上、その利用が不相当と認められるとき。
- (3) その他館長の指示等に違反したとき。

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、牧之原市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員8人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから牧之原市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成30年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第34号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

牧之原市立図書館条例施行規則

平成17年10月11日

教育委員会規則第20号

改正 平成19年3月22日教委規則第7号

平成30年10月2日教委規則第4号

令和元年12月26日教委規則第3号

令和3年4月1日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市立図書館条例（平成17年牧之原市条例第76号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 資料の貸出し及び予約に関すること。
- (3) 読書案内に関すること。
- (4) おはなし会等の学習機会の提供に関すること。
- (5) その他図書館の目的達成に必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
牧之原市立図書交流館	午前10時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあっては、午前10時から午後6時まで）
牧之原市立榛原図書館	午前9時から午後5時まで（水曜日にある場合は、午前9時から午後7時まで）

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（ただし、月曜日が祝日法による休日の場合はその翌日）
- (2) 祝日法による休日（日曜日の場合を除く）の次の平日（月曜日を除く）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (4) 毎月の第3金曜日（ただし、当日が祝日法による休日の場合はその翌日）
- (5) 蔵書点検期間（8日間以内の範囲において館長が定める期間）

(遵守事項)

第5条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 必要な手続を経ずに、所定の場所以外に資料を持ち出さないこと。
- (2) 所定の機材以外のものを使用して資料を複写し、又は視聴しないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (5) 館内での撮影は事前に館長の許可を得ること。
- (6) 館内においては他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(損害賠償の義務)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に資料又は施設、設備若しくは物品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸出し利用の手続)

第7条 貸出しを受けようとする者は、所定の書類に必要事項を記入しなければならない。

(貸出しを行う資料の数量及び期間)

第8条 貸出しを行う資料の種類ごとの1人当たりの数量及び期間は、次に掲げるとおりとする。

種類	数量	期間
図書（紙芝居を含む。）	7冊以内	14日間
視聴覚資料	2点以内	14日間

(貸出しの制限)

第9条 資料は、全て貸出しすることを原則とする。ただし、次に掲げる資料は貸出しをしないことができる。

- (1) 辞書・事典、人名録及び年鑑等の参考図書
- (2) 逐次刊行物の新刊号及び新聞
- (3) 寄託された資料
- (4) その他館長が特に貴重と認める資料

2 館長は、前項ただし書の規定に基づいて貸出しをしない資料を定めたときは、その資料の背表紙その他適切な位置に、館内での閲覧に限る旨の表示を付するものとする。

3 館長は、貸出期間を過ぎても返却されない資料があるときは、貸出を停止することができる。

(返却の手続)

第10条 資料を返却しようとするときは、貸出しを受けた者又はその代理人が図書館へ持参して返却窓口へ返却しなければならない。ただし、特別の理由により来館できないときは、郵送等の方法によることができるものとし、これに要する経費は、

利用者の負担とする。

(返却の督促)

第11条 館長は、貸出し期間を過ぎてもなお資料を返却しない者に対して、口頭又は書面により返却の督促を行う。

(図書の寄贈)

第12条 館長は、図書その他の資料の寄贈を受けることができる。

(協議会の会長等)

第13条 条例第6条第1項に規定する牧之原市図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の相良町図書館の管理及び運営に関する規則（平成14年相良町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日教委規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月2日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日教委規則第3号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第6号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

5 牧之原市立図書館資料収集方針及び選定に係る各基準

牧之原市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、牧之原市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）第2条に規定する事業を円滑に実施するため、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、市民の知る自由を保障する機関として、市民の教育と文化の発展に寄与し、教養、調査研究、娯楽等に資する資料を組織的かつ系統的に収集する。

- 1 多様な、対立する意見や学説のあるものについては、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 2 著者の思想、宗教、党派にとらわれず、公正かつ自由な立場で収集を行うこととし、それらの事由により著作を排除することはしない。
- 3 図書館職員の個人的な関心や好みによる偏った選択をしない。
- 4 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- 5 この収集方針により収集した資料が、どのような思想や主張を持つものであっても、それを図書館及び図書館職員が支持することを意味するものではない。

(資料別収集方針)

第3条 基本方針に基づき下記に項目に留意して収集を行うものとする。分類別の選定基準については、別途定めるものとする。

1 図書資料

- (1) 一般書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
- (2) 児童書は、子どもたちが本に親しみ、継続的に読書をする習慣をつけることや、思考力、判断力、表現力の成長に資する幅広い資料を収集する。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び地元紙を収集するよう努め、専門紙、スポーツ紙、児童及び青少年向けの新聞等にも留意する。
- (2) 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、外国語雑誌、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。
- (3) 官報、県報は、継続的に収集する。

3 郷土資料

- (1) 郷土にゆかりのある著者の作品や行政資料のほか、郷土に関する歴史、地理、

自然、産業等、幅広い分野の資料を収集する。

- (2) 資料的価値の認められるものについては、図書以外にも、パンフレットやリーフレット類、視聴覚資料等、幅広い形態の資料を収集する。

4 福祉資料

視聴覚障害者等の利用に供するため、点字資料や大活字本の収集をし、録音資料の収集についても努めることとする。

5 視聴覚資料

- (1) 収集の範囲は、録音資料はCD、映像資料はDVDを中心に収集する。
- (2) 郷土にゆかりのある資料や利用者の調査、研究及び教養の助けとなる資料を優先して収集する。
- (3) 映像資料は著作権処理の済んだものを収集する。

(資料の選定)

第4条

- 1 収集資料の選定は、この方針に基づき図書館職員が行い、図書館長が決定する。
- 2 各図書館は、その施設の規模、地域性に応じた蔵書構成に留意し、牧之原市立図書館として体系的な資料の充実を図るものとする。

(寄贈資料の収集)

第5条

- 1 資料の収集は寄贈も活用し、その場合についてもこの方針を準用する。
- 2 資料的価値の高いもの、保存状態、出版年等を考慮して選択して収集する。ただし、原則としてその扱いを図書館に一任することを条件に受け入れる。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

牧之原市立図書館資料選定基準

(目的)

第1条 この基準は、牧之原市立図書館資料収集方針に基づき、資料選定にあたって具体的基準を定めるものである。

(分類別基準)

第2条

1 一般書

(1) 0類 総記

ア 情報科学・コンピューターに関する資料は、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

イ 図書館・読書・著作権・出版に関する資料など、図書館利用に役立つ資料は積極的に収集する。また、図書館サービスの向上に資するために、図書館の運営に役立つ資料も収集する。

ウ 雑著は他の分野に該当しない内容の資料が多くあるため、内容に留意し慎重に選定する。

(2) 1類 哲学

ア 哲学・思想に関する資料は、入門的から専門的まで幅広く収集し、主に思想家、哲学者及び古典書、解説書、研究書を収集する。

イ 心理学に関する資料は、実用的なものを中心に、諸国の学者、資格に関するものも収集する。

ウ 心霊研究・易占に関する資料は、より正確な資料を選定し、利用の多いものを収集する。

エ 人生訓は一般の関心が高いが、出版点数が多いため内容に注意して収集する。

オ 宗教に関する資料は、特定の宗教に偏ることなく、客観的な立場で選定する。

(3) 2類 歴史

ア 歴史に関する資料は、特定の歴史観に偏らないよう様々な観点に基づく資料を幅広く収集する。

イ 静岡県及び牧之原市に関わりの深い資料について積極的に収集する。また、牧之原市史料館との連携についても留意する。

ウ 伝記に関する資料は、各分野の評価の定まった人物について積極的に選定する。

エ 地図・旅行ガイドブックに関する資料は、最新の情報に留意し国内外の情報を提供できるよう選定する。

(4) 3類 社会科学

ア 社会情勢に関する資料は、日本を中心に世界各国の時事性のある資料や社会的に関心が高いと思われる資料を積極的に収集する。

イ 法律に関する資料は、各分野の基本的な資料を収集するよう努める。

ウ 経済・企業・経営に関する資料は、地域に見合った、住民のビジネス支援に役立つ実用書等を幅広く収集する。

エ 行政・地方自治に関する資料は、地方自治体の動向や政策、住民活動に関するものを収集するよう努める。

オ 福祉に関する資料は、高齢者福祉、児童福祉、社会福祉などについて、福祉に従事する者、福祉を受ける者とその家族にも役立つ資料を収集する。

カ 教育に関する資料は、社会的関心や時事性にも留意し、学校教育や社会教育など幅広く選定する。

キ 風俗習慣・民俗については日本各地のものを収集し、外国の主要なものにも留意する。

(5) 4類 自然科学

ア 科学に関する資料は、進歩の著しい分野であるため、最新の情報に留意し収集する。

イ 地学に関する資料は、近年各地で異常気象が多発していることや南海トラフ地震等の発生が予測されていることから、地域住民の関心が高いものを積極的に収集する。

ウ 生物学は、写真や図など視覚的に情報が得られる資料に留意して収集する。

エ 医学に関する資料は、住民の身体・健康に深く関わる分野であるため、信頼性のある情報を慎重に選定し、最新情報への更新に努める。

(6) 5類 技術

ア 技術・工学に関する資料は、市内製造工業に関する資料を中心に、住民に役立つ資料を選定し、最新の技術にも留意して収集するよう努める。

イ 住宅建築はリフォーム等、関心の高い資料について需要を考慮し選定する。

ウ 手芸・料理に関する資料は、各世代の趣味・教養・生活に役立つ資料を積極的に収集し、イラストや写真が適度に記載されているなど、わかりやすい資料を選定する。

エ コンピュータ等に関する資料は、新しい技術やソフトウェア、ハードウェアに留意して選定する。

オ 育児に関する資料は、基本的な情報や話題性のあるものを選定し、育児をする住民の悩みや欲しい情報を提供できるよう積極的に収集する。

(7) 6類 産業

ア 当市に深く関わりのある産業については特に積極的に収集する。

イ 農林水産業・商業に関わる資料は、ビジネス支援に役立つものを積極的に収集し、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

ウ 園芸・飼育に関する資料は、基本的な資料を収集する。

(8) 7類 芸術

- ア 美術・芸術に関する資料は、主要な芸術家の作品集や美術全集など、受賞歴等の評価が定まったものを参考に選定し、作品の偏りが無いよう収集する。
- イ 写真の技術書は、入門的なものを中心に選定する。
- ウ 音楽・映画に関する資料は、各ジャンルの基本的資料や話題性のある物を幅広く収集するよう努める。一枚ものの楽譜は収集しない。
- エ スポーツに関する資料は、各競技のルールや実践方法など、基本的な資料を幅広く選定し、時事性や話題性にも留意する。
- オ ゲームに関する資料は、文化的な評論、研究書等を収集し、利用対象と期間が限定される攻略本は原則として収集しない。

(9) 8類 言語

- ア 日本語は、教養、学習、実用に役立つ基本的な資料を幅広く収集する。
- イ 外国語は、需要の多い言語に関する資料を中心に、発音、聞き取りを学習できるように、CD付きのものなど、資料の形態に留意して収集する。
- ウ ビジネスマナー・挨拶などの実用書は、わかりやすく役立つ資料を選定する。

(10) 9類 文学

- ア 文学作品は、古典から現代まで評価の定まった資料を幅広く収集する。また、形態や出版社を変えて出版することが多いため、資料の情報を確認して収集する。資料価値が高いなどの理由を除き、所蔵のある資料の文庫化された資料等の購入は控える。
- イ 戯曲・詩歌は、代表的な古典や主要作品などを参考とし、基本的なものを収集する。
- ウ 小説・物語は、各賞の動向や話題性があるものに留意し選定する。
- エ 外国文学は、評価が定まっているものや話題性、受賞作品について選定する。

2 児童書

(1) E 絵本

- ア 子どもの成長を促す前向きなものなど、子どもの知的又は情緒的な経験を広げることができる作品を、発達段階に応じて網羅的に収集する。
- イ 子どもたちが理解できるよう、わかりやすく適切な絵や言葉で表現されているものを選定する。
- ウ 製本が頑丈なものなど、耐久性を考慮して選定する。
- エ ベストセラー本など評価の定まった資料の複本所蔵を含め、積極的に収集する。
- オ 赤ちゃん向けの絵本は、言葉のリズムやイラストがはっきり描かれているものを考慮し、親も子どもも安心して読むことができる資料を収集する。

(2) 9類 児童文学

- ア 子どもたちの知識や想像力を引き立て、作者の伝えたいことがわかるような物語を選定する。

- イ 日常生活について書かれているものと新しい発見が芽生える内容とのバランスを考慮し、幅広く収集する。
- (3) 0～8類 知識の本
 - ア 情報が新しく、子どもにわかりやすい言葉で表現されているものを選定する。
 - イ 子どもの発達段階に応じて内容が適切なものを選定する。
 - ウ 子どもの興味を引きつけ、知識を身に付けることで、さらに社会の視野が広がる内容のものを収集するよう努める。
- (4) 紙芝居
 - ア 各場面の絵と内容がふさわしく、次の場面への流れが自然体であるものを選定する。
 - イ 民話や童謡を中心に幅広く収集する。
- 3 逐次刊行物
 - (1) 新聞
 - ア 新聞は、国内の全国紙及び地元地方紙を収集するよう努め、専門紙や児童向けのものも必要に応じて収集するよう努める。
 - (2) 雑誌
 - ア 雑誌は、地域の生活スタイルや住民の欲しい情報を、速報性をもって提供できるよう収集する。
 - イ 児童及び青少年対象の雑誌も含め、各分野における基本的なものを中心に収集する。
- 4 郷土資料
 - (1) 牧之原市に関する資料は、図書・雑誌・行政資料などを網羅的に収集する。
 - (2) 静岡県内に関する資料は、当市に関する内容が含まれるものを中心に、利用者のニーズに合わせて収集するよう努める。また、県内図書のうち、当市と関わりのない内容については、他の分類で所蔵をするのかを留意して収集する。
 - (3) 郷土資料は、歴史・文化・風土・地理・産業など、郷土の情報が含まれる内容のものを集約的に収集するよう努める。
 - (4) 新刊のみならず過去の資料にも目を配り、住民等からの寄贈受入も検討の上、収集する。
- 5 その他必要な資料
 - (1) 参考図書
 - ア 参考図書は、年鑑・百科事典など住民の調査研究に役立つ資料を収集するよう努める。
 - イ 定期的に出版される情報資料は、継続的な収集と保存に努める。
 - ウ 資料中の索引や文字配列等の使いやすさを考慮されているものを選定する。

(2) 福祉資料

福祉資料は、視聴覚障がい者だけではなく読書をするのが困難な利用者も対象であることを念頭に、利用者層に配慮して幅広い種別、分類の中から選定する。

(3) 外国語資料

ア 日本へ移住している外国人にも図書館に親しみを持ってもらえるよう、英語を中心に中国語やポルトガル語等にも留意し、資料を幅広く収集するよう努める。

イ 子ども向けの外国語資料については、外国人の子ども達の知識や想像力を育成できるような資料を収集する。

ウ 語学学習資料については、外国人が日本語を学習するための資料、日本人が外国語を学習するための資料を併せて収集するよう努める。

(4) 漫画

ア 漫画は、児童・青少年の利用が多く見込まれるため、視覚的効果が強い特性を持つことを考慮し、暴力や性表現、反社会的・非道徳的な内容は慎重に選定する。

イ 漫画のリクエストや相互貸借は原則として受付けない。ただし、利用者から要望があった場合は選定の参考として受付ける。

ウ 評価の定まったものや、各世代を代表するものを中心に選定する。

エ 人権侵害・差別的な表現が含まれるものはより慎重に選定し、それらが含まれるものは原則として所蔵しない。

オ その他、選定判断が困難なものは会議等で検討する。

(5) 視聴覚資料

ア 視聴覚資料は、既存の図書資料の収集傾向に十分留意し、必要に応じて収集するよう努める。

イ 視聴覚資料の購入は原則として行わない。

ウ 視聴覚資料のリクエストや相互貸借は原則として受付けない。

エ 収集の範囲は原則としてデジタル多用途ディスク（DVD）、コンパクトディスク（CD）とする。

オ 郷土・行政資料など、牧之原市に深く関わる資料は積極的に収集するよう努める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

牧之原市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、牧之原市立図書館を円滑に運営し、資料を適切に管理、維持するために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 利用者にとって魅力ある蔵書構成を保持し、常に適切な利用価値のあるものを提供するため、資料の除籍を行う。

(除籍の対象資料)

第3条

1 不用資料

- (1) 時間の経過によって内容が古くなったもの。
- (2) 汚損又は破損が甚だしく修理不可能であるもの。
- (3) 出版当初からページ数が一部抜けているもの。
- (4) 保存年限を過ぎたもののうち利用的価値がなくなったもの。また、各分野の保存年限は下記のとおりとする。(保存年限は、資料受入後に経過した年数をいう。)

ア 一般書	10年
イ 児童書・紙芝居	10年
ウ 新聞	1年
エ 雑誌(スポンサー雑誌を含む)	2年
オ 参考図書	15年
カ 視聴覚資料	10年

2 亡失資料

- (1) 蔵書点検の結果不明が発覚し、その後引き続き3年以上所在不明のもの。
- (2) 汚損又は破損した資料で、絶版などやむを得ない理由により同一資料の確保が不可能であるもの。
- (3) 災害等の事故により亡失したもの。

(除籍の対象外資料)

第4条

次に掲げる資料は除籍の対象としない。

- 1 郷土資料は原則として除籍しない。ただし、資料的価値の低下、または複本がある場合は除籍することができる。
- 2 絶版などの理由により、入手困難であり資料的価値が認められるもの。
- 3 貴重資料など、特に保存価値があるもの。

(除籍の決定)

第5条 除籍資料は図書館職員が選定し、図書館長が決定をする。

(その他)

第6条 除籍した資料のうち、資料として利用できるものは公共施設などへ提供するなど有効活用を図る。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

牧之原市立図書館寄贈資料受入基準

(目的)

第1条 この基準は、「牧之原市立図書館資料収集方針」に基づき、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館の蔵書の増加を図り、知的資産の充実に資するため、資料の寄贈申出を受け付ける。

(受入資料)

第3条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 「牧之原市立図書館資料選定基準」に準拠し、原則5年以内に発行されたもの。
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多い資料。
- (3) 牧之原市または静岡県に関わりの深い資料。
- (4) その他、館長が必要と認めた資料。

2 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした資料。
- (2) 汚損又は破損のひどいもの。書き込みがあるもの。
- (3) 百科事典・参考書・問題集・雑誌・新聞など。

(受入の条件)

第4条 受領後の取り扱いについては、図書館に一任することを条件とし、図書館から個別の連絡は行わない。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

